

訪問看護利用料金表（医療保険）－重要事項説明書別紙－

令和8年6月1日改訂

1.健康保険法、国民健康法、後期高齢者医療に基づき所定額（1割から3割）を徴収させていただきます。

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額又は免除されます。

2.《負担額計算方法》 ①基本療養費（医療又は精神医療）＋②訪問看護管理療養費＋③加算（該当項目のみ）

①基本療養費＜医療又は精神医療＞

基本療養費項目		利用料金 (円)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師週3日まで	5,500	550	1,100	1,650
	看護師週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働省が定める疾患等は入院中2回	8,500	850	1,700	2,550

②訪問看護管理療養費

管理療養費項目		利用料金 (円)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問)	機能強化型算定無し	7,710	771	1,542	2,313
訪問看護管理療養費 (月の2日目以降の訪問)	単一建物居住者が20人未満	3,010	301	602	903

③加算

加算項目		利用料金 (円)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	同日に2回訪問したとき	4,500	450	900	1,350
	同日に3回訪問したとき	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問の場合	5,200	520	1,040	1,560
夜間早朝訪問看護加算	夜間18時～22時まで	2,100	210	420	630
	早朝6時～8時まで				
深夜訪問看護加算	22時～6時まで	4,200	420	840	1,260
緊急訪問看護加算	24時間対応体制加算を契約している方の ところへ緊急で訪問した場合月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
複数名訪問看護加算	1人の看護師では困難を生じる場合	4,500	450	900	1,350
24時間対応体制加算 看護業務負担軽減の取組みを 行っている場合	時間外に訪問看護師に連絡でき対応が 受けられる 利用の有無に関わらず月ごとに負担	6,800	680	1,360	2,040

加算項目		利用料金 (円)	利用者負担額 (円)		
			1割	2割	3割
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテルなどの管理を要する方やがんの末期、気管切開を受けている方など	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ	人工肛門・在宅酸素・血液透析・腹膜灌流自己導尿・深い褥瘡・週3日以上点滴をする方など	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	入院施設の職員と訪問看護から在宅療養についての指導を受けた場合	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院日に訪問看護を受けた場合	6,000	600	1,200	1,800
	90分を超える訪問の場合	8,400	840	1,680	2,520
特別管理指導加算	退院指導を受けた方が特別管理加算の対象だった場合	2,000	200	400	600
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加した場合	2,000	200	400	600
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認を活用した場合	50	5	10	15
ベースアップ評価料(Ⅰ)	職員の賃金の改善を図る体制にある場合	1,830	183	366	549
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問の場合	60	6	12	18
	月の2日目以降の訪問の場合	20	2	4	6
訪問看護情報提供療養費	居住地の自治体や在宅から医療機関、介護老人保健施設へ入院・入所する時主治医に対し情報提供を行った場合	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅看取りの場合	25,000	2,500	5,000	7,500

④保険外（自費になります）

項目		料金 (円)
死後の処置	お清め代	20,000
キャンセル料	訪問当日のキャンセルや不在時	2,000
通常の実施地域以外にサービスを提供する場合	交通費の実費 実施地域を越えた距離 1 k mにつき	50